

国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p><u>(クロスアポイントメントを実施できる教員)</u></p> <p>第4条 <u>クロスアポイントメントを実施できる教員は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>就業規則の適用を受ける教員のうち、国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）により年俸制を適用される者（以下「年俸制教員」という。）</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者（以下「年俸制特定有期教員」という。）</u></p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 <u>クロスアポイントメントを実施するときは、事前に総長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を年俸制教員にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、年俸制特定有期教員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）の長（以下「学系等の長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の提出を受けた学系等の長は、年俸制教員にあつては学系会議又は全学教員部会議、年俸制特定有期教員にあつては教授会等の審査を経てその可否を決定し、及び可とする場合について総長に上申するものとする。</u></p> <p>4 <u>総長は、前項の上申に基づいて審査し、その可否を決定する。この場合において、クロスアポイントメントの対象となる機関が、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は地方公共団体以外の機関となる場合は、審査委員会を設け、その審査の結果を踏まえて決定するものとする。</u></p>	<p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 教員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）<u>(国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者（以下「年俸制特定有期教員」という。）</u>にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）の長）<u>(以下「学系等の長」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の提出を受けた学系等の長は、学系会議又は全学教員部会議（年俸制特定有期教員にあつては教授会等）<u>の審査を経てその可否を決定し、及び可とする場合について総長に上申するものとする。</u></p> <p>4 総長は、前項の上申に基づいて審査し、その可否を決定する。この場合において、クロスアポイントメントの対象となる機関が、<u>次の各号に掲げる機関以外の機関となる場合は、審査委員会を設け、その審査の結果を踏まえて決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第2条第1号から第3号までに掲げる機関</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体</u></p> <p>(3) <u>公立又は私立の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第1号に掲</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(クロスアポイントメント実施期間中の給与)</p> <p>第12条 クロスアポイントメント実施期間中の教員の給与は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第37条の規定(年俸制教員給与規程第8条又は特定有期雇用教職員就業規則第7条若しくは第11条において準用する場合を含む。)にかかわらず、第7条の規定による協定において定める本学と他機関の勤務割合に応じ、<u>年俸制教員の場合</u>にあつては職務給に係る月額、<u>年俸制特定有期教員の場合</u>にあつては俸給月額について当該他機関の勤務割合を乗じて得た額を減じた額を、第3条第1号の場合にあつては本学が支給し、同条第2号の場合にあつては当該他機関の勤務割合に係る額を本学が当該他機関から受領してその額と併せて支給する。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>げるものをいう。)</u></p> <p>(クロスアポイントメント実施期間中の給与)</p> <p>第12条 クロスアポイントメント実施期間中の教員の給与は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。<u>以下「給与規程」という。)</u>第37条の規定(<u>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)</u>)第8条又は特定有期雇用教職員就業規則第7条若しくは第11条において準用する場合を含む。)にかかわらず、第7条の規定による協定において定める本学と他機関の勤務割合に応じ、<u>給与規程に定める俸給、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ(年俸制教員給与規程により年俸制を適用される者の場合にあつては同規程第3条に定める職務給に係る月額、年俸制特定有期教員の場合にあつては俸給月額)</u>について当該他機関の勤務割合を乗じて得た額を減じた額を、第3条第1号の場合にあつては本学が支給し、同条第2号の場合にあつては当該他機関の勤務割合に係る額を本学が当該他機関から受領してその額と併せて支給する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>